

第Ⅳ章 林産物需給と木材産業

(要約)

世界の木材需要は長期的に増加傾向にあり、平成19年（2007年）の世界の産業用丸太消費量は17億722万 m³で、10年前に比べて11%増加している。また、同期間において産業用丸太の輸出入量は共に1.5倍程度に拡大しており、中でも輸入国では中国が、輸出国ではロシアが存在感を増している。

世界の丸太輸出量の4割を占めるロシアは、平成19年（2007年）以降、丸太輸出関税を段階的に引き上げる措置を採っており、世界の木材需給に影響を与えつつある。また、中国は著しい経済発展を背景として木材輸入量を拡大させており、今後とも我が国をはじめ世界の木材需給に大きな影響を与えることが予想される。

我が国においては、平成19年6月に施行された改正建築基準法の影響等により新設住宅着工戸数が減少したために、製材用材、合板用材の需要が大きく減少し、平成19年の木材需要は対前年比5.1%減の8,237万 m³となった。平成20年については、新設住宅着工戸数の低迷や景気後退等により木材需要量は更に減少することが予想されている。他方、供給面からみると、製材、合板用途を中心に国産材供給量が増加した結果、平成19年の木材自給率は前年に比べて2.3ポイント増加して22.6%となり、平成17年以降3年連続の上昇となった。

木造住宅建築においては、プレカット加工の進展や木材製品の品質・性能に対する需要者ニーズの高まりを受けて、集成材や構造用合板、人工乾燥材の利用が進んでおり、中でも構造用合板では国産材針葉樹の利用が増加している。

製材工場においては、出力規模の小さな工場の数が大きく減少している一方で、工場数では6%にすぎない大規模工場が素材消費量の過半を占める構造となっている。また、近年は、原木消費量が数万 m³規模の大型の国産材製材工場が増加しており、国産材を利用する環境が整いつつある。

このような中、木材産業は、原木の安定的な確保について林業サイドとの連携を図りつつ、需要者ニーズにこたえた品質・性能の確かな国産材製品を安定的に供給する体制づくりを進めていくことが重要である。

1 世界の木材貿易をめぐる状況

(1) 世界の木材貿易の概況

世界の木材需要は増加傾向にあり、また、中国やロシアの動向が世界の木材需給に影響を与えている。しかしながら、平成20年秋以降の世界的な金融危機等の影響により、先行きは不透明な状況にある。

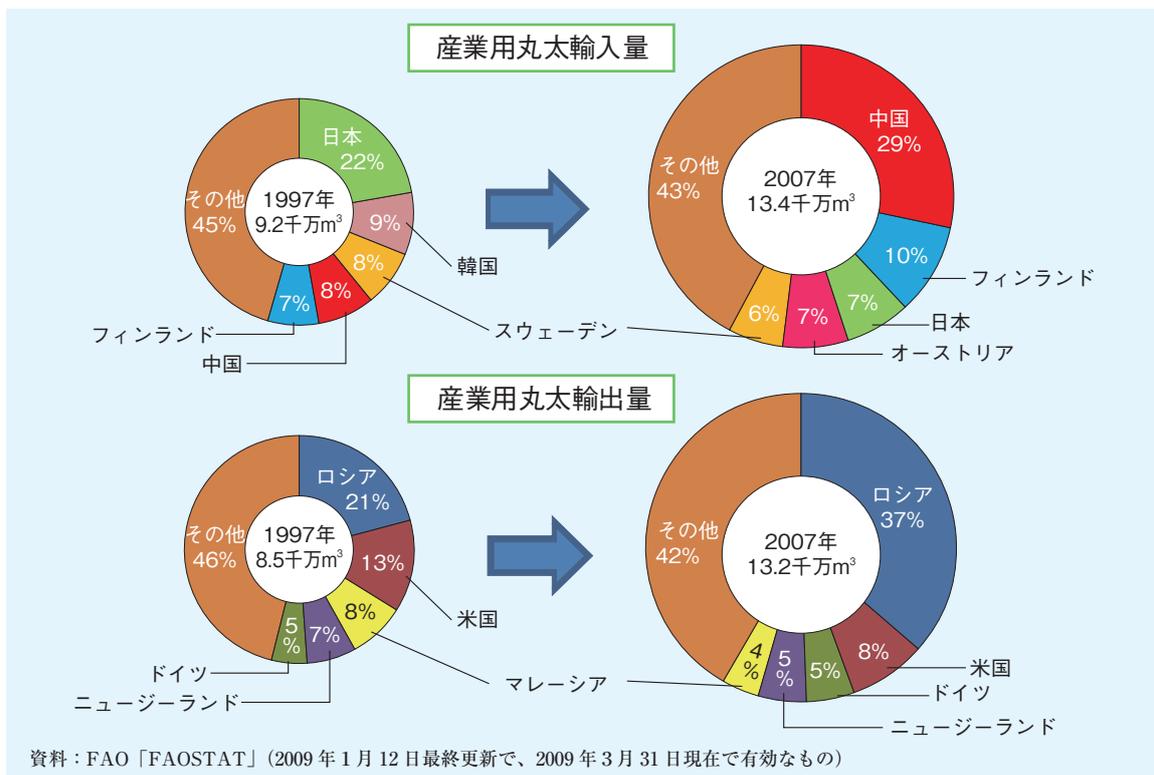
(世界の木材需給)

世界の木材需要は長期的に増加傾向にある。国連食糧農業機関（FAO）によると、平成19年（2007年）における世界の産業用丸太消費量は17億722万 m³で、10年前の平成9年（1997年）に比べて1億6,775万 m³（1997年比11%）の増加となった。

同期間において、世界全体の産業用丸太の輸出入量は共に1.5倍程度に拡大した。

国別の輸入量をみると、1997年時点では日本が2,041万 m³と全体の約2割を占めていたのに対して、2007年には中国が3,867万 m³と約3割を占め最も多く、次いで、フィンランド、日本、オーストリア、スウェーデンの順となっている。

図IV-1 産業用丸太主要輸出入国の輸出入量の変化



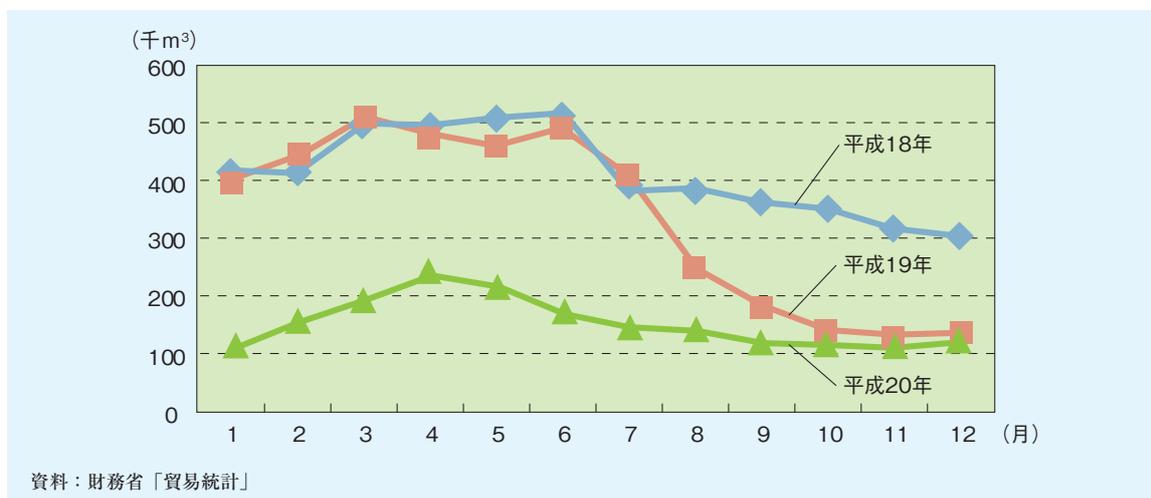
輸出量をみると、平成9年（1997年）、平成19年（2007年）共にロシアが最も多く、その量は1,785万 m³から4,910万 m³へ2.8倍に、また全体に占める割合は約2割から約4割に増加しており、世界の木材需給におけるロシアの存在感が大きくなっている（図IV-1）。

（ロシアの動向）

ロシア材は、平成19年（2007年）の世界の産業用丸太生産量の約1割、輸出量の約4割を占めており、世界の丸太需給において大きな影響力を有している。しかし、ロシア国内においては、林産業分野の高付加価値化が不十分であることなどが問題視されていた。このため、ロシア政府は、国内の木材加工産業への外国からの投資を推進し、原木を中心とした輸出から付加価値を高めた製品の輸出にシフトすることを目指して、平成19年（2007年）2月に丸太輸出関税を段階的に引き上げることを表明し、それまで6.5%であった針葉樹丸太の輸出税率を平成19年（2007年）7月から20%に、平成20年（2008年）4月からは25%に引き上げた。さらに、平成21年（2009年）1月には80%に引き上げることとしていたが、ロシア国内の木材産業への投資の遅れや平成20年（2008年）秋以降の世界的な金融危機等の影響から、平成20年（2008年）12月に輸出税率80%への引上げの1年延期が表明され、平成21年（2009年）中は税率25%が維持されることとなった。

一連の動きを受け、我が国においては、平成19年8月以降の北洋材（ロシア材）丸太の輸入量が激減しており（図IV-2）、合板製造業において国産材への原料転換が進むとともに、北洋材製材業者の中には丸太の製材をやめ原板（半製品）加工に特化

図IV-2 我が国の北洋材丸太輸入量の推移



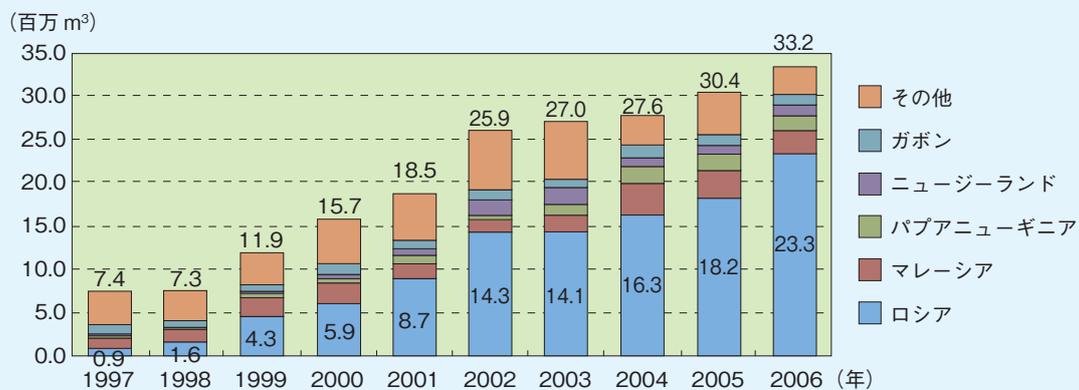
する動きや原料を国産材へ転換する動きがある。海外においても、ロシア材に大きく依存するフィンランドやバルト諸国等の欧州の製材工場では、減産や工場閉鎖等の影響がみられている。

(中国の動向)

中国では、著しい経済発展に伴い木材需要が増加している一方で、政府は平成10年(1998年)に発生した大洪水を契機に天然林の伐採を制限・禁止する天然林保護政策を推進している。このため、過去10年間で中国の丸太輸入量は5.7倍になるなど、木材輸入量が急増している。

また、丸太の輸入先は、かつてはマレーシアなど東南アジアが主体であったが、近年は隣国のロシアからの輸入が主体となっており、平成18年(2006年)にはロシアからの丸太輸入量は約2,300万 m³で丸太輸入量全体に占める割合は70%となった(図IV-3)。

図IV-3 中国の産業用丸太輸入量の推移



資料：FAO「FAOSTAT」(2008年7月最終更新で、2009年3月31日現在で有効なもの)

中国経済は平成15年(2003年)以降5年連続して10%を上回る成長を続けてきたが、平成20年(2008年)秋以降の世界的な金融危機等の影響を受け、平成20年(2008年)には経済成長率は9.0%(速報値)に鈍化しており、このような中国経済の動向は今後の木材需要にも影響が及ぶことが予想される。中国の木材輸入の動きは、我が国をはじめ世界の木材需給に大きな影響を与えるものであることから、今後の動きを注視していく必要がある。

(林産物をめぐるWTO・EPA／FTA交渉の動向)

平成13年（2001年）にWTOドーハ・ラウンド交渉が立ち上げられ、林産物については非農産品市場アクセス（NAMA）交渉グループにおいて関税削減方式等について交渉が行われている。平成16年（2004年）には、モダリティ（国内補助金・関税の具体的な削減率等についての各国共通のルール）を確立するための枠組み合意が成立したが、その後は交渉の中断と再開が繰り返されており、平成20年（2008年）12月時点ではモダリティ合意には至っていない。

他方、我が国はWTO交渉の多角的な貿易体制を補完するものとして、特定の国・地域間で関税撤廃等を行うEPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）を推進しており、これまでに8か国1地域^(注1)との間で協定が発効したほか、ベトナム及びスイスとは大筋合意に至っている。また、現在、インド、オーストラリア等と交渉を行っている。これらの交渉に当たっては、林産物の貿易の自由化が我が国及び相手国の持続可能な森林経営に悪影響を及ぼすことのないよう配慮している。

(2) 適正に生産された木材を利用する取組

(合法木材の利用)

世界的な木材需要の増加が予測される中、森林資源を持続的に利用していくためには、持続可能な森林経営の下で生産された木材を利用することが求められている。

我が国における取組としては、平成18年2月に林野庁が「木材・木材製品の合法性、持続可能性のためのガイドライン」を作成し、木材・木材製品の供給者が合法性や持続可能性の証明に取り組む際の指針として公表した。また、平成18年4月にグリーン購入法^(注2)により政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入した。グリーン購入法に関しては、コピー用紙の判断の基準が古紙パルプ配合率100%のものとなっていたが、平成20年1月に発覚した古紙パルプ配合率偽装問題を受け、平成21年2月に基本方針が見直された。コピー用紙については、古紙パルプ配合率が70%以上のものとされ、古紙以外の原料として間伐材や森林認証を受けた森林から生産された木材などから製造されるパルプが認められることとなった。

(注1) シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ASEAN（東南アジア諸国連合）全体を指す。

(注2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

事例Ⅳ－1

合法木材使用を普及啓発する取組



(社)全国木材組合連合会は、林野庁のガイドラインに基づく合法性が証明された木材・木材製品の証明システムを普及啓発するためのシンボルとして平成20年に「合法木材推進マーク」を定めた。合法木材供給事業者がこのマークを印刷物等へ添付するなど、木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明していく取組が始まっている。

合法木材推進マーク

(森林認証の取組)

森林認証制度は、森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関が独自の基準に基づき森林を認証するとともに、そこから産出される木材・木材製品を分別・表示管理することにより、消費者が選択的にこれを購入できるようにする取組である。

世界的には、WWF（世界自然保護基金）を中心として発足したF S C（森林管理協議会）とヨーロッパ11か国の認証組織により発足したP E F C（P E F C森林認証プログラム）の取組が代表的であり、平成20年（2008年）11月時点でそれぞれ1億253万 ha、1億9,721万 haの認証面積を有する。P E F Cは、世界25か国の森林認証制度との相互認証の取組を進めており、現在、世界最大規模となっている。

我が国においては、F S Cのほか、我が国の森林経営の特性を考慮した基準を持つS G E C（「緑の循環」認証会議）による森林認証の取組が進められている。これらによる認証面積は増加傾向にあり、平成20年11月時点でそれぞれ28万 ha、73万 haとなっている（図Ⅳ－4）。

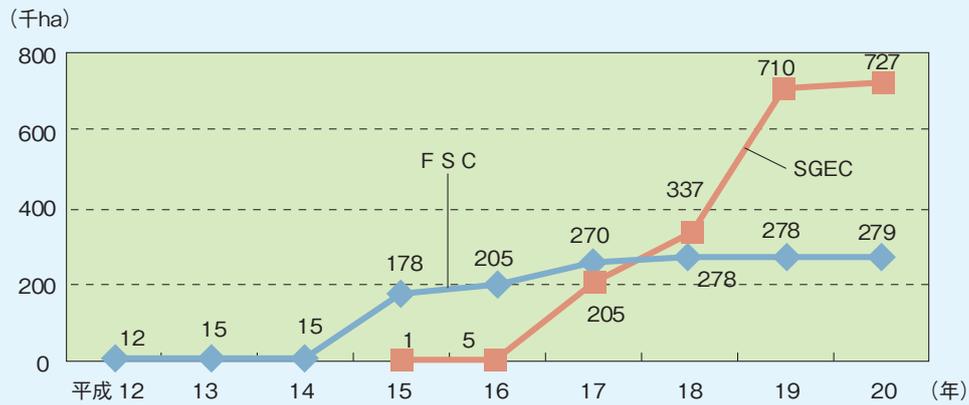
また、森林から消費者に至る生産・流通・加工のすべての過程において、認証された森林からの木材・木材製品をそれ以外のものと区別する体制を審査・承認するC o C（Chain of Custody：管理の連鎖）認証は、F S C、S G E C等を含め延べ約1,200の事業者が取得している。

森林認証を取得する動きの中には、地域や流域単位で異なる所有形態の経営体がまとまって森林認証を取得し、地域の活性化や林業振興に貢献しようとする試みもみられる。

森林認証面積の拡大を背景に、森林認証材の利用も拡大している。例えば、認証材を使用した住宅を販売する住宅メーカーの取組や、大工・工務店、地方公共団体が一体となって地元の認証材を用いた産直住宅を提供する取組もみられる。このような川

上と川下が連携した取組を通じて、持続的な経営がなされる森林から生産された木材製品の利用がより一層推進されることが期待される。

図IV-4 我が国における森林認証面積の推移



資料：林野庁業務資料